

宮崎県内市町村が出資又は出えんする第三セクター等の状況に関する調査結果

1 調査の目的

本調査は、市町村が出資（「出えん」を含む。）を行っている下記の調査対象法人について、その出資、経営等の状況を把握することを目的としています。

2 調査対象法人

(1) 本調査においては、「第三セクター等」として、次の法人を調査対象としています。

① 第三セクター

(i) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定に基づいて設立されている社団法人、財団法人及び特例民法法人（以下「社団・財団法人」という。）のうち、市町村が出資を行っている法人

(ii) 会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下「会社法法人」という。）のうち、市町村が出資を行っている法人

② 土地開発公社

③ 地方独立行政法人

(2) 経営状況については、次の法人を調査対象としています。

① 市町村の出資割合が25%以上の社団・財団法人及び会社法法人

② 出資割合が25%未満であるものの、市町村から財政的支援（補助金、貸付金、損失補償）を受けている社団・財団法人及び会社法法人

③ 土地開発公社

④ 地方独立行政法人

3 調査時点

令和5年3月31日現在

(主な特徴)

≫ 調査対象法人数は76法人であり、うち市町村が25%以上出資している等、経営状況に関する調査の対象法人は66法人となっています。

≫ 業務で最も多い分野は、市場の運営などを行っている「農林水産」18法人となっています。

≫ 経営状況の調査対象となる66法人のうち、黒字法人は35法人（53.8%）、赤字法人は30法人（46.2%）となっています。

※ 都城スポーツコミッションの当期正味財産増減額が0であるため、経営状況調査対象法人数（うち25%以上出資等）と黒字及び赤字法人数の合計は一致しない。

≫ 地方公共団体から補助金を交付されている法人は32法人、借入残高を有する法人は9法人、損失補償等を受けている法人は3法人となっています。

1 第三セクター等の数及び出資の状況

(1) 第三セクター等の数

第三セクター等の数は76法人となっており、昨年度調査と比較して2法人増となっています。

① 法人分類別

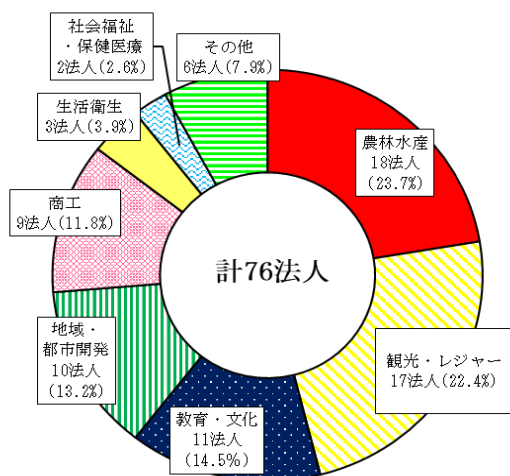
会社法法人が48法人で最多となっており、次いで社団・財団法人が18法人、土地開発公社が8法人、地方独立行政法人が2法人の順となっています。

【表1 法人分類別による第三セクター等の数】

区分	令和5年度調査		昨年度との比較				令和4年度調査
	調査対象法人	うち25%出資等	新規設立等 件数	廃止等 件数	統合 件数	出資引揚 件数	調査対象法人
第三セクター計	66	56	3	2	0	0	65
社団・財団法人	18	16	1	2	0	0	19
社団法人	3	3	1	1	0	0	3
財団法人	15	13	0	1	0	0	16
特例民法法人	0	0	0	0	0	0	0
会社法法人	48	40	2	0	0	0	46
株式会社	42	34	2	0	0	0	40
その他の法人	6	6	0	0	0	0	6
土地開発公社	8	8	1	0	0	0	7
地方独立行政法人	2	2	0	0	0	0	2
総計	76	66	4	2	0	0	74

② 業務分類別

「農林水産」が18法人(23.7%)で最多となっており、次いで「観光・レジャー」が17法人(22.4%)、「教育・文化」が11法人(14.5%)、「地域・都市開発」が10法人(13.2%)の順となっています。



各業務分野の主な事業	
○ 観光・レジャー	温泉、キャンプ場、スキー場の運営等
○ 農林水産	卸売市場、農業公社等
○ 教育・文化	文化会館、公共体育施設の管理等
○ 地域・都市開発	土地開発公社、公園の管理等
○ 商工	地域物産の販売、新商品の開発等
○ 生活衛生	廃棄物処理・運搬、下水処理場、し尿処理場等の運転管理業務等
○ 社会福祉・保健医療	老人福祉センター等の管理運営等
○ その他	ケーブルTVの運営、コミュニティFM放送等

※ 表及び図における百分率については、表示未満の数字を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならない場合があります(以下の表及び図においても同様)。

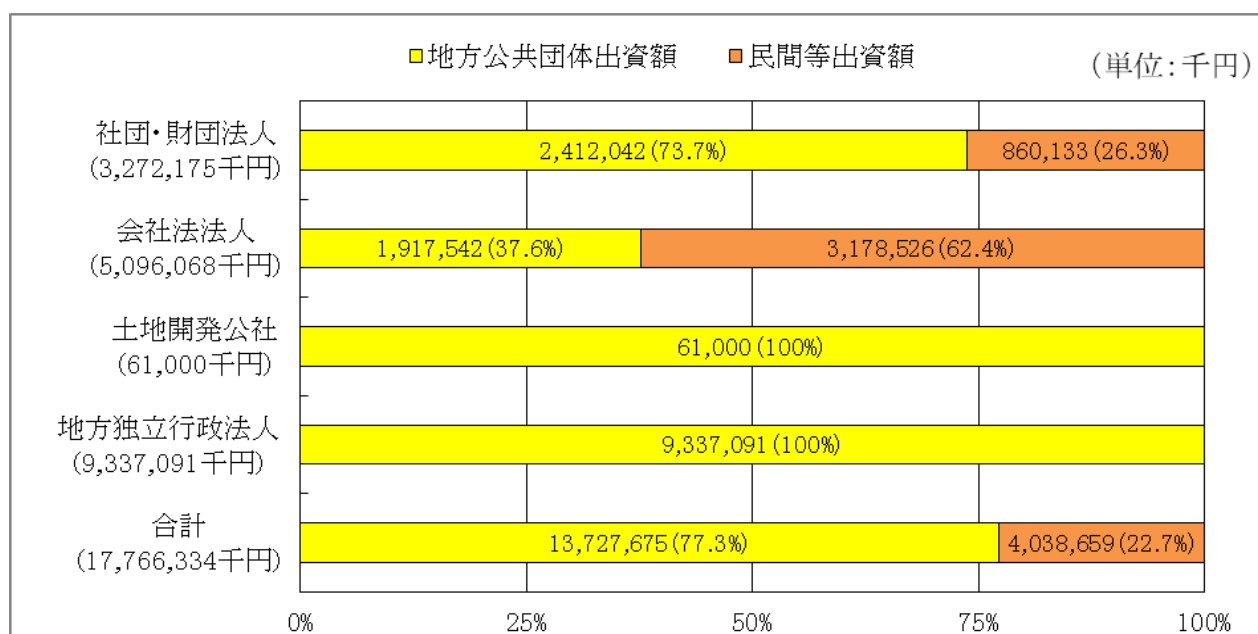
【図1 業務分類別による第三セクター等の数】

(2) 地方公共団体の出資状況

地方公共団体の出資総額は、約 137 億 3 千万円で、出資総額の 77.3%となっています。

法人分類別でみると、社団・財団法人は 73.7%、会社法法人は 37.6%、土地開発公社及び地方独立行政法人は 100%となっています。

地方公共団体の出資割合でみると、100%出資している法人が 28 法人 (36.8%) で最多となっており、次いで 75%以上 100%未満出資している法人及び 25%未満の出資法人数が 15 法人 (19.7%) の順となっています。



【図 2 出資総額に対する地方公共団体の出資額の割合】

【表 2 出資割合による法人数】

区分	地方公共団体の出資割合										合計 法人数
	25%未満		25%以上50%未満		50%以上75%未満		75%以上100%未満		100%		
	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	
第三セクター計	15	22.7%	7	10.6%	11	16.7%	15	22.7%	18	27.3%	66
社団・財団法人	3	16.7%	0		2	11.1%	3	16.7%	10	55.6%	18
会社法法人	12	25.0%	7	14.6%	9	18.8%	12	25.0%	8	16.7%	48
土地開発公社	0		0		0		0		8	100.0%	8
地方独立行政法人	0		0		0		0		2	100.0%	2
計	15	19.7%	7	9.2%	11	14.5%	15	19.7%	28	36.8%	76

2 経営状況

(1) 経常損益の状況

① 法人分類別

経営状況の調査対象となる第三セクター等のうち、社団・財団法人については7法人(46.7%)が当期正味財産の増加、8法人(53.3%)が当期正味財産の減少となっています。

会社法法人については、24法人(60.0%)が黒字、16法人(40.0%)が赤字となっています。

土地開発公社については、3法人(37.5%)が黒字、5法人(62.5%)が赤字となっています。

地方独立行政法人については、1法人(50.0%)が黒字、1法人(50.0%)が赤字となっています。

【表3 法人分類別の経常損益の状況】

(単位:千円)

区分	令和5年度調査			令和4年度調査		
	法人数	構成比	金額	法人数	構成比	金額
第三セクター計	55		1,959,751	54		323,043
(黒字法人)	31	56.4%	2,306,504	31	57.4%	787,099
(赤字法人)	24	43.6%	▲ 346,753	23	42.6%	▲ 464,056
社団・財団法人	15		▲ 72,668	17		▲ 64,554
(当期正味財産増加法人)	7	46.7%	45,779	8	47.1%	91,075
(当期正味財産減少法人)	8	53.3%	▲ 118,447	9	52.9%	▲ 155,629
会社法法人	40		2,032,419	37		387,597
(経常黒字法人)	24	60.0%	2,260,725	23	62.2%	696,024
(経常赤字法人)	16	40.0%	▲ 228,306	14	37.8%	▲ 308,427
土地開発公社	8		4,321	7		3,860
(経常黒字法人)	3	37.5%	8,506	3	42.9%	8,432
(経常赤字法人)	5	62.5%	▲ 4,185	4	57.1%	▲ 4,572
地方独立行政法人	2		112,797	2		▲ 53,704
(経常黒字法人)	1	50.0%	125,596	1	50.0%	39,408
(経常赤字法人)	1	50.0%	▲ 12,799	1	50.0%	▲ 93,112
総計	65		2,076,869	63		273,199
(黒字法人)	35	53.8%	2,440,606	35	55.6%	834,939
(赤字法人)	30	46.2%	▲ 363,737	28	44.4%	▲ 561,740

※ 経常損益：営業損益＋営業外収益（受取利息等）－営業外費用（支払利息等）

※ 当期正味財産増減額：当期における正味財産（資産－負債）の経常増減額

※ 令和4年度調査において、奥霧島地域商社ツナガルたかはる（令和4年3月25日設立）は、決算実績がないため、調査対象法人数（うち25%以上出資等）と経営状況の法人数は一致しない。（以下の表及び図においても同様）

※ 令和5年度調査において、都城スポーツコミッションの当期正味財産増減額が「0」であるため、調査対象法人数（うち25%以上出資等）と経営状況の法人数は一致しない。（以下の表4においても同様）

② 業務分類別

経営状況の調査対象となる第三セクター等のうち、「農林水産」で10法人(58.8%)が黒字、7法人(41.2%)が赤字となり、「観光・レジャー」では6法人(42.9%)が黒字、8法人(57.1%)が赤字となっています。

【表4 業務分類別の経常損益の状況】

(単位:千円)

業務分類	令和5年度調査			令和4年度調査		
	法人数	構成比	金額	法人数	構成比	金額
農林水産	17		▲ 16,442	17		▲ 37,810
(黒字法人)	10	58.8%	42,056	8	47.1%	29,576
(赤字法人)	7	41.2%	▲ 58,498	9	52.9%	▲ 67,386
観光・レジャー	14		▲ 57,194	15		▲ 115,112
(黒字法人)	6	42.9%	21,481	10	66.7%	45,432
(赤字法人)	8	57.1%	▲ 78,675	5	33.3%	▲ 160,544
地域・都市開発	10		▲ 9,598	9		▲ 10,236
(黒字法人)	4	40.0%	28,587	4	44.4%	18,698
(赤字法人)	6	60.0%	▲ 38,185	5	55.6%	▲ 28,934
教育・文化	8		2,261	8		51,710
(黒字法人)	3	37.5%	22,214	5	62.5%	55,500
(赤字法人)	5	62.5%	▲ 19,953	3	37.5%	▲ 3,790
商工	7		16,747	5		5,535
(黒字法人)	4	57.1%	92,681	2	40.0%	69,796
(赤字法人)	3	42.9%	▲ 75,934	3	60.0%	▲ 64,261
生活衛生	3		57,354	3		53,064
(黒字法人)	3	100.0%	57,354	3	100.0%	53,064
(赤字法人)	0	0.0%	0	0	0.0%	0
社会福祉・保健医療	2		126,275	2		▲ 88,512
(黒字法人)	2	100.0%	126,275	1	50.0%	4,600
(赤字法人)	0	0.0%	0	1	50.0%	▲ 93,112
その他	4		1,957,466	4		414,560
(黒字法人)	3	75.0%	2,049,958	2	50.0%	558,273
(赤字法人)	1	25.0%	▲ 92,492	2	50.0%	▲ 143,713
総計	65		2,076,869	63		273,199
(黒字法人)	35	53.8%	2,440,606	35	55.6%	834,939
(赤字法人)	30	46.2%	▲ 363,737	28	44.4%	▲ 561,740

(2) 純資産又は正味財産の状況

負債が資産を上回っている、いわゆる債務超過にある法人は、全体で7法人（10.6%）となっており、債務超過額の合計は約3.1億円となっています。

① 法人分類別

債務超過法人は、全て会社法法人となっています。

【表5 法人分類別の純資産又は正味財産の状況】

(単位:千円)

区分	令和5年度調査			令和4年度調査		
	法人数	構成比	純資産 又は 正味財産額	法人数	構成比	純資産 又は 正味財産額
第三セクター計	56			54		
(資産超過)	49	87.5%	11,255,422	50	92.6%	11,415,378
(債務超過)	7	12.5%	▲ 307,316	4	7.4%	▲ 155,424
社団・財団法人	16			17		
(資産超過)	16	100.0%	3,101,973	17	100.0%	3,323,124
(債務超過)	0	0.0%	0	0	0.0%	0
会社法法人	40			37		
(資産超過)	33	82.5%	8,153,449	33	89.2%	8,092,254
(債務超過)	7	17.5%	▲ 307,316	4	10.8%	▲ 155,424
土地開発公社	8			7		
(資産超過)	8	100.0%	2,399,311	7	100.0%	2,389,992
(債務超過)	0	0.0%	0	0	0.0%	0
地方独立行政法人	2			2		
(資産超過)	2	100.0%	7,625,728	2	100.0%	7,659,992
(債務超過)	0	0.0%	0	0	0.0%	0
総計	66			63		
(資産超過)	59	89.4%	21,280,461	59	93.7%	21,465,362
(債務超過)	7	10.6%	▲ 307,316	4	6.3%	▲ 155,424

② 業務分類別

債務超過法人の業務分類別の割合は、「観光・レジャー」で21.4%、「農林水産」で17.6%、「商工」で14.3%となっています。

【表6 業務分類別の純資産又は正味財産の状況】

(単位:千円)

業務分類	令和5年度調査			令和4年度調査		
	法人数	構成比	純資産 又は 正味財産額	法人数	構成比	純資産 又は 正味財産額
農林水産	17			17		
(資産超過)	14	82.4%	2,409,413	16	94.1%	2,672,032
(債務超過)	3	17.6%	▲ 163,738	1	5.9%	▲ 18,878
観光・レジャー	14			15		
(資産超過)	11	78.6%	302,635	13	86.7%	480,058
(債務超過)	3	21.4%	▲ 132,216	2	13.3%	▲ 131,586
地域・都市開発	10			9		
(資産超過)	10	100.0%	2,813,972	9	100.0%	2,864,003
(債務超過)	0	0.0%	0	0	0.0%	0
教育・文化	9			8		
(資産超過)	9	100.0%	7,943,247	8	100.0%	8,074,414
(債務超過)	0	0.0%	0	0	0.0%	0
商工	7			5		
(資産超過)	6	85.7%	857,522	4	80.0%	754,724
(債務超過)	1	14.3%	▲ 11,362	1	20.0%	▲ 4,960
生活衛生	3			3		
(資産超過)	3	100.0%	465,827	3	100.0%	430,378
(債務超過)	0	0.0%	0	0	0.0%	0
社会福祉・保健医療	2			2		
(資産超過)	2	100.0%	326,035	2	100.0%	201,993
(債務超過)	0	0.0%	0	0	0.0%	0
その他	4			4		
(資産超過)	4	100.0%	6,161,810	4	100.0%	5,987,760
(債務超過)	0	0.0%	0	0	0.0%	0
総計	66			63		
(資産超過)	59	89.4%	21,280,461	59	93.7%	21,465,362
(債務超過)	7	10.6%	▲ 307,316	4	6.3%	▲ 155,424

(3) 地方公共団体による財政的支援の状況

地方公共団体から補助金の交付を受けている法人は、32 法人（42.1%）であり、補助金交付額は約 32 億 5 千万円となっています。

地方公共団体からの借入残高を有する法人は、9 法人（11.8%）であり、借入金残高は約 28 億 4 千万円となっています。

地方公共団体による債務保証・損失補償が付されている債務残高を有する法人は、3 法人（3.9%）であり、債務残高は約 8 億 4 千万円となっています。

※ 損失補償契約： 第三セクター等の金融機関等に対する債務が第三セクター等の破綻により返済不能となった場合に、地方公共団体が第三セクター等に代わって当該金融機関に対してその債務を弁済することを補償する契約。

【表 7 地方公共団体による財政的支援の状況】

区分	全体 法人数	地方公共団体からの 補助金交付状況			地方公共団体からの 借入状況			地方公共団体の 債務保証・損失補償付 債務残高の状況		
		該当 法人数	割合	交付額 (千円)	借入 法人数	割合	残高 (千円)	該当 法人数	割合	金額 (千円)
第三セクター計	66	29	43.9%	2,440,584	5	7.6%	732,357	1	1.5%	32,205
・社団・財団法人	18	12	66.7%	1,508,866	0	0.0%	0	0	0.0%	0
・会社法法人	48	17	35.4%	931,718	5	10.4%	732,357	1	2.1%	32,205
土地開発公社	8	1	12.5%	1,184	4	50.0%	2,111,690	2	25.0%	803,246
地方独立行政法人	2	2	100.0%	804,686	0	0.0%	0	0	0.0%	0
計	76	32	42.1%	3,246,454	9	11.8%	2,844,047	3	3.9%	835,451